

第1節 自然界における物質循環の確保

個表 頁	府 省 名	自 主 点 検 概 要		
		取 組 概 要	進 捗 状 況	今後の課題・見直しの方向性
1	農林水産省	(1)「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 (廃棄物系バイオマス利活用 80%以上等)	関係府省の連携を図るため、「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を設置。関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制を整備。 官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。	(1)「バイオマス・ニッポン総合戦略」に掲げる目標達成に向け、バイオマス産業が自立するための競争条件の整備 地域の取組をその活性化につなげるための支援 等を関係府省の連携・協力のもと進めることが重要。 また、地球温暖化対策推進大綱の第1ステップにおける対策・施策の進捗状況の評価等を踏まえ、総合戦略の見直しを実施予定。
		(2)森林・林業基本法に基づき、森林を、重視すべき機能に応じ「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、各区分に沿った森林の整備・保全を推進。	(2)健全な森林育成のための民有林における間伐実施面積(平成15年度):31.4万ha。	(2)森林の重視すべき機能に応じた3区分に沿った、多様な森林の整備・保全を推進。
2	経済産業省	地球温暖化対策推進大綱で設定された2010年度の導入目標101万kl(原油換算、黒液・廃材を除く)の達成を目指し、高効率エネルギー転換技術開発や実証実験の実施とともに地方公共団体、事業者等に対する設備設置補助を実施。	2002年度の導入実績は22.6万kl(原油換算、黒液・廃材を除く)。 各事業の採択状況 (1)技術開発・実証試験 :バイオマスエネルギー高効率転換技術開発 継続開発7テーマに加え4テーマを追加支援。 :バイオマス等未活用エネルギー実証試験 実証試験事業 6件支援 同実証試験着手の為のFS調査 33件支援 事業可能性調査 38件支援。 (2)設備設置補助 :地域新エネルギー導入促進対策 1件 :新エネルギー事業者支援対策 16件	既存技術はエネルギー変換効率の更なる向上、製造コスト低減に係る技術革新や残さの処理等が課題。 地球温暖化対策推進大綱の第1ステップにおける対策・施策の進捗状況を踏まえ、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しを検討。
3	国土交通省	(1)下水道事業で発生する汚泥について、緑農地利用や建設資材利用などによる汚泥の有効利用を推進。 (14年度下水汚泥リサイクル率:約60%) (2)「バイオマス・ニッポン総合戦略」の行動計画として、バイオソリッド利活用基本計画策定マニュアル(16年3月策定) バイオマス利活用事業を創設 (3)下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)の推進(15年12月実施決定)	平成15年度の下水汚泥リサイクル率は約64%(速報値) 以下の公募スケジュールに向けて下水汚泥資源化、先端技術誘導プロジェクトの準備を行っている。 平成16年11月末:技術提案者から開発すべき技術提案の受け付け締め切り(速やかに開発技術の公表) 平成17年3月末:技術提案に対する技術要望者(地方公共団体)からの応募の締め切り 平成17年4月~平成21年3月:研究開発期間	(1)下水汚泥リサイクル率 平成14年度末の60%から平成19年度末には68%に引き上げることを目標。 (2)下水汚泥資源化、先端技術誘導プロジェクト「スラッジ・ゼロ・ディスチャージ技術の開発」及び「グリーン・スラッジ・エネルギー技術の開発」という開発目標を掲げ、平成17~20年度の4カ年で技術開発を実施する予定。
4	国土交通省	(北海道関係) 積雪寒冷地での酪農糞尿の肥料資源及びエネルギー資源の有効利用・循環利用の一方策として、共同利用型バイオガスプラントを中心とするシステムの実証試験を実施中(H12~H16)。	・12年度:実験施設を建設。 ・13・14年度:施設の稼働が積雪寒冷な北海道でも可能なことを実証。 ・15・16年度:経済的実証・システムの改善、エネルギー収支の効率化等を確立し、共同利用型バイオガスプラントの成立条件等を16年度にまとめる。	技術的には固形糞尿の前処理、効率的な搬入・搬出等の手法の確立、効率的な施設の運転管理体制、副資材の賦存量やその前処理技術等の確立が課題。

第2節 ライフスタイルの変革

個表 頁	府省名	自主点検概要		
		取組概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性
5	内閣府	<p>広く国民に対して「マイバッグの持参」、「簡易包装への協力」、「環境に配慮した商品の購入」など環境に配慮した消費行動の実践を促すため、3R推進月間中、流通事業者等の協力を得ながら、都道府県と協同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を全国的に展開。</p>	<p>(平成15年度の状況) 内閣府 ・実施内容:事業者向けの店頭掲示用ポスター(約3万部)や、買い物と環境との関係を分かり易く解説した大人向けハンドブック(約10万部)の作成・配布等 都道府県 ・参加数:39都道府県(14年度:27都道府県) ・実施内容:「ポスターの作成・掲示」、「各種広報媒体によるPR」、「ステッカー等の配布」、「グリーン購入セミナーの開催」等 流通事業者・小売事業者 ・参加数:内閣</p>	<p>平成16年度以降も、本キャンペーンを引き続き実施。実施に際しては、前年のキャンペーンの成果・課題等を踏まえ、毎年、実施体制・内容の必要な見直し・充実を図っていく。</p>
6	防衛庁	<p>(防衛庁環境配慮の方針) 環境教育の推進を掲げ、職員の環境対策に関する意識の向上を図る。</p>	<p>よく実施されている。</p>	<p>引き続き職員に対し積極的に環境保全に関する意識の高揚を図っていく。</p>
7	文部科学省	<p>1. 環境に関する学習の推進 「地域NPOとの連携による地域学習活動活性化支援事業」を実施。</p>	<p>(平成15年度の状況) 1. 環境に関する学習の推進 「環境・資源・エネルギー」に関して101事業の取組を支援。</p>	<p>1. 環境に関する学習の推進 「地域NPOとの連携による地域学習活動活性化支援事業」を平成15年度限りで廃止。 平成16年度以降は、社会教育の活性化を目的としたモデル事業において、環境に関する取り組みも実施可能としているところである。</p>
		<p>2. 「環境教育グリーンプラン」による環境教育の推進 (1) 「環境教育実践普及事業」</p>	<p>(平成15年度の状況) 2. 「環境教育グリーンプラン」による環境教育の推進 (1) 「環境教育実践モデル地域」(13市町村80校)の指定「環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)」の学校(20校)の指定「環境教育に関する実践発表大会(全国環境学習フェア等)」の開催 「環境教育普及用リーフレットの作成」</p>	<p>2. 「環境教育グリーンプラン」による環境教育の推進 指導内容の改善・充実や教員の指導力の向上に努め、環境教育に関する優れた実践事例の促進や普及に取り組んできたが、今後は、環境教育の充実を図るため実践事例や教材等の情報提供体制の整備を進めることとしている。</p>
		<p>(2) 「環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備」</p>	<p>(2) 環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備の在り方及び環境教育推進のための教材開発の在り方について調査研究に取り組んだ。</p>	
		<p>(3) 「環境教育・環境学習指導者養成基礎講座」</p>	<p>(3) 「環境教育リーダー研修基礎講座」を全国4地域・教員120名に対して研修を実施した。</p>	
9	文部科学省	<p>環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備 エコスクールの整備を促進し、環境教育・環境学習等の推進を図る。</p>	<p>(15年度の状況) 環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備 「環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進に関するパイロット・モデル事業」の研究を2地方公共団体に委嘱し、同事業として97校を認定。 「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」について学校法人からの補助申請に基づき、13校の計画を採択した。</p>	<p>環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備 平成16年度以降においても事業を実施し、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進を図ることとしている。</p>
10	厚生労働省	<p>3Rの促進及び意識の高揚を図ることを目的に、3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援、同会の表彰審査委員会に参画。</p>	<p>平成4年度以降、製薬企業の事業所等に対し、 内閣総理大臣賞 1件 厚生労働大臣賞 12件 3R推進協議会会長賞 8件 平成15年度 当省所管事業者に対し、3R推進協議会会長賞3件が交付。</p>	

第2節 ライフスタイルの変革

個表 頁	府 省 名	自 主 点 検 概 要		
		取 組 概 要	進 捗 状 況	今後の課題・見直しの方向性
11	農林水産省	(1)グリーン・ツーリズムを総合的に推進する一環として、農山漁村情報の受発信の強化、インストラクター等の人材育成、交流の拠点施設の整備等を支援。	(平成15年度の状況) グリーン・ツーリズムポータルサイトの立ち上げ。 全国で504人のグリーン・ツーリズムインストラクター等を育成。 全国21カ所で交流施設等の整備を実施。	(1)引き続きグリーン・ツーリズムの総合的な施策の実施が必要。
		(2)教育分野と連携した学校の内外における森林環境教育を推進。	(2)文部科学省と連携し、「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を推進。 国有林において学校等が体験学習等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定等を推進。71箇所、3,132ha(平成15年度末現在)。	(2) 広範囲な連携・協力による森林環境教育の推進。 森林体験活動の指導者の育成等の条件整備の推進。 森林体験学習等における安全管理体制の充実。 (3) 国有林の「遊々の森」は、引き続き積極的な設定等を推進。 国有林野を活用した、森林環境教育の推進に対する期待の高まりへの確に対応。
12	経済産業省	3R普及啓発活動を実施。 各主体に対して、3R関連法や制度の周知を図るとともに、各主体の3R活動の実践を促す。 各種普及啓発資料の作成・配付	普及啓発資料 ア 消費者向けに「3R いま地球のためにできること」などを作成・配付。 イ 地域における普及啓発の促進を目的として容器包装リサイクル教材などの体験教材を作成。	
		ホームページの運営	ホームページ 平成16年3月に経済産業省「3R政策」のページとしてHPをリニューアルし、内容を大幅に拡充。	
		毎年10月の3R推進月間における普及啓発活動等の実施。	3R推進月間関連として、ポスター作成配付のほか「3R功労者等表彰」等の各種行事を開催。	「3R功労者等表彰」については、関係省庁と連携し実施。 ポスター作成配布などについても更なる省庁連携を検討することが今後の課題。
13	環境省 (政策評価広報課)	地方環境対策調査官事務所(全国9カ所)において、小中学生を主な対象とした環境教育・環境学習の取組を実施。 また、6月の環境月間に併せて、他省庁、地方公共団体、NPOと連携したイベントや「環境白書を読む会」を開催する等、広く一般国民に向けた環境保全に対する普及啓発活動に取り組んでいる。	環境学習の取組 15年度実績 81件 (うち循環型社会形成に関する内容は22件)。	ゴミ問題等の環境問題については、小中学校の総合学習の場で関心が高く、地方環境対策調査官事務所において今後も継続していく必要がある。 (現状の課題) 机上での学習が主となっているため、実体験を元にした学習方法を構築していく必要がある。
14	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	3Rの取り組みを促進するため、ごみを減らす暮らし方を「リ・スタイル」として提唱。 暮らしやビジネスに関する情報をインターネットを通じて情報提供している他、小中学生を対象としたパンフレット、循環基本法を紹介するパンフレットを作成して普及啓発活動を実施。	国民のライフスタイルの変革を促すためにwebマガジン「Re-Style」を発行。 また、イベント等における小中学生向けパンフレットやエコバッグ等の配布、啓発活動の実施等による普及啓発活動を実施。	webマガジン「Re-Style」のイベントとの連携等による新たなユーザーの獲得及び内容の充実強化、各種イベントへの積極的参加により普及啓発活動を継続する。
15	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	ごみの減量化やリサイクルの推進に関する理解を深めるため、ごみゼロ型社会の実現に向けた各種取組の紹介、シンポジウム、ポスターコンクール表彰等を実施。	「第2回ごみゼロ推進全国大会」 ・平成15年10月25日～26日 ・富山県富山市 ・市民、事業者、地方公共団体職員等約2万人の参加者を得て開催。	「ごみゼロ推進全国大会」に加え、国民一人一人の更なる意識改革の向上を図るため、地域と密着した施策の推進を図る必要がある。

第2節 ライフスタイルの変革

個表 頁	府省名	自主点検概要		
		取組概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性
16	環境省 (総合環境政策局)	平成15年7月に環境保全活動・環境教育推進法が成立。同法に沿って、国民各界各層が環境に配慮した行動をとるよう、全ての年齢層を対象に環境教育・環境学習を推進する。	こどもエコクラブの会員は8万人を突破。 環境カウンセラーの登録数は3,611人。 人数は確実に増加、学習機会や人材育成の基盤は確立しつつある。 その他、 総合的な環境学習プログラムをCD-ROMで作成・配付。 学校や地域の環境教育の現場に広く活用。 平成15年度から新たに文部科学省と連携し、環境教育を行う人材育成のための研修会を実施し、環境教育・環境学習に関するデータベースの開発に着手。	環境保全活動・環境教育推進法を適切に運用するとともに、各種施策の更なる充実が必要。 また、平成14年末の国連総会において採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年」が2005年より始まり、各国が具体的な取組を開始することとなっている。
17	環境省 (総合環境政策局)	グリーン購入の意義について、パンフレットの作成・配布やフェアの開催等を通じて普及啓発を実施。 グリーン購入取組事例のデータベースを構築(行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供)。	(平成15年度の状況) 全国各地域でグリーン購入フォーラムを3カ所、グリーン購入セミナーを14カ所で開催。 グリーン購入取組事例データベースは平成16年度より運用を開始するためデータベースを構築。	今後も引き続き情報提供に努めるとともに、フェア・セミナー等の充実を図る。 また、組織でのグリーン購入の取組みを更に促進するため、これまでのセミナーに加え企業や団体等を対象に実務研修会等を行っていく必要がある。
18	環境省 (総合環境政策局)	各主体が、それぞれの役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組を行うために、各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積・交換・提供等を行う。	地球環境パートナーシッププラザでは、ホームページやメールマガジン、情報誌等を効果的に活用し、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及をその事業の柱として実施している。 支援拠点の設置や、NPO等との協働での事業実施、市民参画型の政策立案過程の導入など、NPOや企業、市民とパートナーシップ・協働での取組は着実に広がりつつある。	各主体が協働で事業を実施し、政策立案に多様な主体が関わるためのルールと適正な仕組みの検討をより一層進めていく必要がある。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府 省 名	自 主 点 検 概 要		
		取 組 概 要	進 捗 状 況	今後の課題・見直しの方向性
19	防 衛 庁	(防衛庁環境配慮の方針) 事務活動における環境配慮としてグリーン調達を掲げ、環境負荷の少ない製品等を選択・調達することとしている。 環境基本計画に基づき、防衛庁環境配慮の方針を推進するために、防衛庁環境管理システムの基本的事項及び体制について定めた防衛庁環境管理システム設置要項を策定。	グリーン調達の推進については、よく実施されている。	物品やサービスの調達に当たっては、引き続き環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を積極的に進めていくこととする。
20	総 務 省	グリーン購入法に規定された基本方針に従い、総務省「環境物品等の調達の推進を図るための方針」の策定・公表を行い、当該調達方針に基づいた環境物品等の調達を実施し、調達実績について環境大臣へ通知するとともに公表を行う。	調達方針:平成15年4月1日に策定(公表は4月4日) 平成15年度の調達実績を平成16年8月3日に公表。 (調達実績) ・調達方針に定められた目標を全体として90%以上の品目が達成。	今後も、グリーン購入法に基づき、毎年度、調達方針の策定・公表、調達実績の環境大臣への通知・公表を行うとともに、調達方針に基づいた環境物品等の調達を引き続き実施する。
21	総務省公害等調整委員会	消費者として、グリーン購入の徹底。	徹底されている。	引き続き、グリーン購入法を心がける。
22	外 務 省	循環型社会形成のための取組として、主に次の省内措置を講じることとした。 (1)産業廃棄物の運搬・処理に際し、排出事業者たる当省としての「排出者責任」の徹底を図る。	(1)廃棄物運搬・処理専門業者の選定及び契約締結を官房会計課に一元化、不法投棄等の懸念を減少。	廃棄物の発生抑制のための措置について具体的方策を検討する必要がある他、上記各措置についても更に推進していく。
		(2)省内各部署における再生品の使用を促進する。	(2)グリーン購入法特定品目については適合品の調達率がほぼ100%に達した。	
		(3)「拡大生産者責任」を踏まえ、不用となった製品等の生産者による引き取りを促進する。	(3)不用となった什器等の回収・引き取りを積極的に行うよう業者に働きかけることとしており、うがい器、特殊什器等の分野で実績を挙げつつある。	
23	文部科学省	(1)戦略的創造研究推進事業 「戦略的創造研究推進事業」において、国の定めた戦略目標「資源循環・エネルギーミニマム型社会システムの構築」の達成に向け、研究領域「資源循環・エネルギーミニマム型システム技術」を設定、資源循環・エネルギーミニマム型システムの構築を目指す研究を実施する。	(1)「戦略的創造研究推進事業」 平成10年度に5件(15年度で研究終了) 11年度に5件 12年度に6件の研究課題を採択。	1.「戦略的創造研究推進事業」 平成11年度採択の5課題及び平成12年度採択の6課題は、それぞれ平成16年度、17年度に研究を終了する。
		(2)科学技術振興調整費 「都市ゴミの高負荷価値資源化による生活排水・廃棄物処理システムの構築」により、生ごみの再利用・リサイクルを目的に生ごみを原料として生分解性プラスチック(ポリ乳酸)を製造する技術システムの開発を行ったほか、科学技術振興調整費において関連分野の研究開発等を実施。	(2)「科学技術振興調整費」 生活・社会基盤研究(生活者ニーズ対応研究)「都市ゴミの高負荷価値資源化による生活排水・廃棄物処理システムの構築」(H11-H15) 先導的研究等の推進「乳酸生成糸状菌による濃酸花梗副産物利用技術の開発」(H13-H15) 総合研究「エネルギー半減・環境負荷ミニマムを目指した高炉の革新的精錬反応に関する研究」(H11-H15) 総合研究「材料の低環境負荷ライフサイクルデザイン実現のためのバリアフリープロセッシング技術に関する研究」(H11-H15) 産学官共同研究の効果的な推進「廃棄物・新素材による土壌浸透システム開発」(H14-H16) 産学官共同研究の効果的な推進「食品廃棄物処理システム中の微生物群の動態」(H14-H16)	2.「科学技術振興調整費」 科学技術振興調整費を活用した取組(上記～)においては、平成15年度終了課題については今年度、平成16年度終了課題については来年度に事後評価を行う。
		(3)技術士(環境部門)の認定 環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に関して、有能な技術者を「技術士(環境部門)」と認定している。	(3)技術士(環境部門)の認定 平成16年3月末において686名が「技術士(環境部門)」として登録。	3.技術士(環境部門)の認定 引き続き、「技術士(環境部門)」の登録を実施する。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要		
		取組概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性
25	厚生労働省	環境物品等への需要の転換を促進していくために、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進。	(1)環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進。 (2)調達方針に基づき、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。 (3)特定調達物品等以外の環境物品等の調達に当たっては、調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するように努めた。	平成15年度の調達については、実績が調達目標値に及ばない品目があるので、平成16年度以降においては、更に調達目標値を達成した品目が増えるよう努力していきたい。
26	厚生労働省	生活衛生関係事業者による環境配慮の取組の推進を図ることを目的として、生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律に基づく、「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。	理容業等5業種の振興指針の全部改正の際に、環境配慮に関する事業の推進を積極的に図るよう位置付けた。	
27	農林水産省	(1) グリーン購入法の特定調達物品等について目標値を設定。間伐材等を利用した机等の導入を促進。植物を原料とするプラスチック製品を積極的に調達。	(1)グリーン購入法の特定調達品目176品目のうち、125品目について目標値を設定。 26品目について目標を達成。また、88品目について90%以上の目標達成。 机や封筒などにおいて、間伐材等の木材を利用した製品を積極的に調達するとともに、公共工事においては、間伐材による小径丸太の利用に努めた。	(1)グリーン購入の調達については、本省から地方機関への情報提供をより密にするとともに、趣旨の徹底を図り、目標達成に向けての工夫が必要。
		(2) 食品循環資源の再生利用のための先導的・モデル的な施設整備に対する補助を実施。	(2) 先進的・モデル的な食品リサイクル施設5地区の整備を支援。	(2) 引き続き、食品循環資源の再生利用のための先導的・モデル的な施設整備を実施。
		(3) バイオマスの革新的な循環・利用技術の開発や最先端の生成技術等を活用した水産生物の有用成分利用技術の開発等を実施した。	(3) バイオマスからメタノールを生産する技術の開発や、発電と熱回収を行う技術の開発を行い、実証プラントによる実用化試験を実施。 魚腸骨をメタン発酵させ、エネルギーへの利用化技術開発や、水産物の有用成分利用技術開発として水産加工廃棄物から精製方法を確立するなど有用利用製法の開発及び未利用生物資源等が有する有効成分や機能を活用して食品等への転換を図る技術開発に努めているところ。	(3) 「農林水産バイオサイクル研究」では、平成16年度からバイオマスの地域循環利用システム化技術の開発、多段階利用による地域モデルの構築及びその実証に取り組み、バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化を推進。 水産資源を有効に利用する技術開発については、水産生物の有用成分利用技術の開発や水産廃棄物を活用したエネルギーへの実証化実験などを実施。
29	経済産業省	環境配慮型製品にかかる情報開示基盤を構築し、環境配慮型製品の普及を促進するため、「エコリーフ環境ラベル」の普及に取り組む。	平成14年度にプログラムがスタートし、平成15年度末で128件のエコリーフ環境ラベルが登録。 エコプロダクツ2003において、エコリーフ環境ラベルについて普及のための展示を行った。	製品分類の業種やエコリーフラベルの利用者を増やすための普及活動を推進する。また、ISOにおけるタイプ 環境ラベルの国際規格化の動きを支援していく。
30	経済産業省	平成15年4月8日開催「環境資源循環専門委員会」において、平成14年度に設定した「環境JISの策定アクションプログラム」の中で定められている環境JIS策定中期計画を改定。 環境JIS中期計画(H15年4月改訂)における「3Rの推進」テーマ数 15年度(6)、16・17年度(21)、時期未定(9)	平成15年度に「3Rの推進」テーマについて制定・改定した再生品などの評価基準や試験評価方法の規格は10件。 平成16年3月25日に開催した環境資源循環専門委員会において、環境JIS策定中期計画を改定した。「3Rの推進」に関して8テーマ追加、5テーマを廃止。 環境JIS中期計画(平成16年3月改定)における「3Rの推進」のテーマ数 16年度(9)、17・18年度(17)、時期未定(5)	環境関連法規、公共調達基準などへの引用・活用が可能となるように分野別環境配慮規格整備方針に基づき、整備方針に関する情報をJIS原案作成団体やISO・IEC国内審議団体などに積極的に提供し、規格作成段階における環境側面の導入を促進する。

個表 頁	府 省 名	自 主 点 検 概 要		
		取 組 概 要	進 捗 状 況	今後の課題・見直しの方向性
31	経済産業省	中小企業等の経営層、管理者層等を対象に、環境経営の実践に有効な環境管理手法などの研修(循環ビジネス人材教育事業)を全国的に展開するとともに、より企業の具体的なニーズに合わせたきめ細やかな助言を行うためのアドバイザー派遣(「循環ビジネスアドバイザー派遣事業」)を実施。	(循環ビジネス人材教育事業) 平成15年11月から平成16年3月までの間に、19回(26日)の研修を実施。名簿に登録された研修参加者の総数は1898人(1研修あたり約100人)。	(循環ビジネス人材教育事業) 平成16年度も中小企業を主対象に、環境経営の普及・促進を目的とした事業を行う。 (循環ビジネスアドバイザー派遣事業) 平成16年度より実施する。
32	経済産業省	事業者、NPO、市民などの各主体が持つ能力が十分に発揮されるよう、地域における企業、市民等が連携した環境に配慮したまちづくりに資する「環境コミュニティ・ビジネス」を発掘し、その展開を支援することを通じて、持続的かつ効率的な環境負荷の低減を図る「企業・市民等連携環境配慮活動活性化モデル事業(環境コミュニティ・ビジネス事業)」を実施。	環境コミュニティ・ビジネス事業(平成15年度から実施) 全国220件の応募の中から9件のモデル事業を採択。 各採択団体の活動内容について、経済産業省ホームページ等により広く周知する。 また、東京で開催されたエコプロダクツ展、成果発表会(参加者163名)において、モデル事業の活動成果を報告するなど普及・啓発を行った。	採択事業の環境負荷低減効果、ビジネスとしての成功度、他地域への波及効果等をより検証していくことが必要。 関係省庁合同の支援体制や、ワンストップサービス窓口の設立等縦割りの弊害を除去していく工夫が必要。 事業を継続していくとともに、平成16年度は地域における環境コミュニティ・ビジネスのネットワーク構築も図られるよう、シンポジウムやセミナーを全国で開催。
33	経済産業省	循環型経済社会システムを構築するため、 ・再生利用率:一般廃棄物で24%、産業廃棄物で47%にする ・最終処分量:一般廃棄物、産業廃棄物とも97年度に比して半減することを目標とし、3R対策の促進に必要な基礎研究、実用化開発等技術開発を体系的に実施してきた。	(15年度の状況) 自動車や家電分野を中心に3R基盤技術の高度化を図るべく7プロジェクトについて研究開発を実施。 3R技術の普及促進のための実用化補助事業として10テーマについて補助事業を実施。	今後は国際的な動きをにらみつつ、 ・回収・リサイクルといった下流対策から環境配慮設計のような上流対策へ ・従来リサイクル中心であった分野をリユース・リデュースに目を向けた分野へと、より一層効果的かつ抜本的な3R対策を進めていく。
34	経済産業省	一定の要件を満たす以下について措置を実施。 (1)3Rに資する設備の導入にあたり、低利融資を行う。 (2)リサイクルに資する設備の導入にあたり、設備の特別償却固定資産税の軽減を行う。 (3)リサイクルに資する施設の導入にあたり、補助金、融資といった支援措置を行う。 (4)リサイクルに資する施設の導入やリサイクルに関する技術開発にあたり、利子補給、債務保証、税制優遇措置といった支援措置を行う。	(1)14年度低利融資(単位:百万円) 日本政策投資銀行 14件 10900 中小企業金融公庫 93件 7545 国民生活金融公庫 118件 1470 (2)14年度特別償却、固定資産税の軽減(単位:百万円) 所得税・法人税 250 固定資産税 160 経済産業省関係のみ	(日本政策投資銀行の融資制度について) 17年度要求において、事業者の利便性の向上や政策目的の一層の明確化を図るべく、必要に応じて制度の検討を行う。
36	国土交通省	グリーン購入法に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進する。	グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進 14年4月からは、環境負荷低減効果を有する建設機械の使用 15年3月からは、伐採材または建設発生土を活用した法面緑化工法等の環境負荷低減効果を有する工法の使用、及び屋上緑化等の環境負荷低減効果を有する目的物の調達を推進。	平成17年度以降に調達する資材、建設機械等について、特定調達品目の追加、見直しの検討を行う。
37	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	サッカー場等の閉鎖的なイベントにリユースカップを導入する際に併せてデポジットを導入し、その効果の検証を実施する。	(15年度の状況) 大分スポーツ公園総合競技場で行われたJリーグの全17試合にリユースカップを導入した際に、飲料の販売時に100円のデポジットをかけ、カップの回収時に100円を返す方式でデポジットの有効性に関する検証のためのデータを収集し、年間を通じてのカップの回収率が約83.5%であった。	サッカー場における実証試験では、回収率に対してデポジットの有効性がどの程度であったかの検証を行う必要があるため、平成16年度後半から導入を予定しているサッカー場においては、デポジットをかけずに回収を行い、デポジットの有無による回収率の違いについて比較検討を実施する。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要		
		取組概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性
38	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	一般廃棄物の排出量がここ数年ほぼ横ばい傾向にあることから、減量化に向けた施策の一つとしてごみ処理の有料化について、その在り方について検討を行っている。	平成14年度:全国の自治体に対して、一般廃棄物に係るごみ処理手数料の実態等について調査を実施。 平成15年度:14年度の調査結果の広報に努めた。	平成16年5月より市町村等の一般廃棄物に係るごみ処理手数料も含め、中央環境審議会において市町村等の一般廃棄物の処理の在り方について審議を開始したところであり、年内を目処に中間的なとりまとめを行う予定にしている。
39	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	廃棄物の効率的かつ適正な処理及びリサイクルを促進する観点から廃棄物の広域的処理に係る特例制度の創設及び同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設設置の許可取得に係る手続について合理化を図った。	平成15年6月に廃掃法を改正し、下記の制度を創設した(平成15年12月施行)。 広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例 同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化	改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の円滑な施行を図り、廃棄物の効率的かつ適正な処理及びリサイクルを推進する。
40	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	廃棄物処理等科学研究費補助金により以下の3事業を実施。 廃棄物処理対策研究事業 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 廃棄物対策研究推進事業 競争的資金制度を活用したこれらの制度において広く研究テーマや開発する技術を募り、評価の高い課題に対し必要経費を補助している。	(平成15年度の状況:課題選択) 廃棄物処理対策研究事業 45件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 18件 廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用の促進等に資する研究や技術開発への支援を実施。また、廃棄物対策研究推進事業によりこうした成果の普及に努めた。	(平成16年度における課題選択状況) 廃棄物処理対策研究事業 51件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 12件 今後、制度企画・運営体制の強化・採択時期の早期化などを行い、引き続き本制度の充実及び効果的・効率的運用に努めていく。
41	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	・産業廃棄物処理業等の許可に係る特例の制定 ・産業廃棄物処理業等の許可に係る規制の強化	平成15年12月の廃棄物処理法改正により、以下の措置を行った。 1.リサイクルの促進等の措置 (1)広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例 (2)同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化 2.不法投棄の未然防止等の措置 (1)都道府県等の調査権限の拡充 (2)法投棄等に係る罰則の強化 (3)悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化等	以下の課題等に対応するため平成16年度も廃棄物処理法の改正を行う。 ・不適正処理事案の解決を図るための国の役割の強化 ・廃棄物処理施設を巡る問題の解決を図るための事故時の応急措置等 ・不法投棄の撲滅を図るための罰則の強化
42	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	平成15年度より、廃棄物処理施設における温暖化対策事業として、産業廃棄物処理施設において高効率な廃棄物発電施設を整備する場合、発電効率等一定の要件を満たすものに対して、国庫補助を行っている。	(平成15年度の状況) 3事業者が整備する産業廃棄物発電施設に対して国庫補助	今後もこれまで通り推進の方向。
43	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	容器包装リサイクル法の施行から現在に至るまでの間、分別収集を実施する市町村数及びリサイクル量は増加、確実に制度が浸透。 このため、平成14年から3カ年の予定で飲料容器を対象として環境負荷の低減に繋がる容器の普及に向けた施策の在り方を検討することを目的に「容器包装ライフ・サイクル・アセスメントに係る調査事業」を実施している。	(平成15年度の状況) 平成14年度に収集・構築したライフ・サイクル・インベントリーデータの見直しと補強等を実施。	平成14,15年度の調査を受け、ガラスびん等の飲料容器のライフ・サイクル・インベントリーデータの更新・整備等を行う予定。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要																				
		取組概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性																		
44	環境省 (総合環境政策局)	<p>(1)国自らも事業者・消費者としてグリーン購入を行う。</p> <p>(2)環境ラベル等データベースや特定調達物品に関する情報を提供する特定調達物品情報提供システムをインターネット上に公開し、情報提供を行っている。</p> <p>(3)行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取り組みに関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースを構築した。</p>	<p>(1)平成15年度の国等の各機関における特定調達物品の調達率 大半の品目において9割以上の高い調達率を達成。</p> <p>(2)環境ラベル等データベース 平成14年8月から本格的運用。年3回の更新。 特定調達物品情報提供システムは平成13年4月より運用を開始。年4回の更新。</p> <p>(3)グリーン購入取組事例データベース 平成16年度より運用を開始するため、データベースを構築。</p> <p>(4)組織的なグリーン購入の実施率 (15年度アンケート調査結果) 地方公共団体：約38.4% (都道府県及び政令指定都市では100%) 上場企業：29.4% 非上場企業：21.7%</p>	<p>・グリーン購入の取組の進展が遅れている地方公共団体に対する取組推進方策の強化が必要である。</p> <p>・グリーン購入を促進するため、環境ラベル等データベース、特定調達物品情報提供システム及びグリーン購入取組事例データベースを消費者に利用してもらうため、更なる情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。</p>																		
46	環境省 (総合環境政策局)	<p>「環境報告書ガイドライン(2003年度版)」、「環境報告書作成基準案」等を取りまとめた。</p> <p>環境報告書の枠組み検討ため、環境報告書の自己審査及び第三者審査に関するモニター事業を実施。</p> <p>中小企業向けの環境配慮のプログラムである環境活動評価プログラム(エコアクション21)の認証制度の実施に向けたパイロット事業を実施。</p> <p>エコアクション21については、パイロット事業の結果を踏まえ、ガイドラインを改訂。</p> <p>「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」を国会に提出。 (本年5月26日成立。6月2日公布)</p>	<p>近年、環境に関する取組を最も重要な戦略の一つとして位置付ける企業が増加し、環境報告書を作成する企業や環境会計を導入する企業が増加。</p> <p>ア 環境報告書を作成している企業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(14年度)</th> <th>(15年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 上場企業</td> <td>450社</td> <td>478社</td> </tr> <tr> <td>(イ) 非上場企業</td> <td>200社</td> <td>265社</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 環境会計を導入している企業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(14年度)</th> <th>(15年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 上場企業</td> <td>355社</td> <td>393社</td> </tr> <tr> <td>(イ) 非上場企業</td> <td>218社</td> <td>268社</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小事業者向けの環境活動評価プログラムについて、更なる普及促進のためエコアクション21の改訂及び認証制度の在り方についてのパイロット事業を実施した。さらに、エコアクション21の認証制度の説明会を全国5カ所で開催した。</p>		(14年度)	(15年度)	(ア) 上場企業	450社	478社	(イ) 非上場企業	200社	265社		(14年度)	(15年度)	(ア) 上場企業	355社	393社	(イ) 非上場企業	218社	268社	<p>【今後の課題】 事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及を引き続き進めていくことが必要。 環境配慮促進法に沿って、環境報告書の記載事項を定めるための検討や、独立行政法人等への説明会の実施、環境に配慮した事業活動の促進のために必要な施策の推進が必要。 民間の事業者の取組を一層促進していくことが必要。 環境報告書で公表される情報をより有効に活用するためには、環境報告書の利用者側における普及促進を図ることが必要。 環境保全のみならず広く持続可能性をも視野に入れた企業の社会的責任(CSR)への取組を積極的に促進することが必要。</p> <p>【見直しの方向性】 一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図ることが必要。</p>
	(14年度)	(15年度)																				
(ア) 上場企業	450社	478社																				
(イ) 非上場企業	200社	265社																				
	(14年度)	(15年度)																				
(ア) 上場企業	355社	393社																				
(イ) 非上場企業	218社	268社																				
49	環境省 (総合環境政策局)	<p>環境保全型の製品の普及を促進するため、環境負荷をライフサイクルの観点から総合的に評価するLCA評価手法について、多くの企業が取り組みやすい手法を確立するための検討を進めてきた。</p> <p>さらに、これまでのLCA評価手法の検討に加え、LCA評価結果に関し簡易な情報提供の在り方について検討を行い、LCA評価に基づく製品の環境情報の提供の促進を図る。</p>	<p>LCA実施のためのガイドライン及び原単位情報データベースを作成。</p> <p>ライフサイクルアセスメント普及のためリーフレットを作成・配布。</p> <p>グリーン購入法における特定調達品目について、LCA評価の観点から複合的な環境負荷低減効果の評価を実施した。</p>	<p>今後は、これまでの検討結果に基づくLCA手法を用いて、消費者が製品を選択する際に容易に環境配慮型製品を選択できるよう、LCA評価結果の表示の仕方に関する検討が必要である。</p>																		

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

個表 頁	府 省 名	自 主 点 検 概 要		
		取 組 概 要	進 捗 状 況	今後の課題・見直しの方向性
50	防 衛 庁	防衛庁環境配慮の方針 環境施策の推進として環境への負荷低減を掲げ、一般廃棄物及び産業廃棄物対策を推進することとしている。	環境への負荷低減としての、廃棄物対策の推進については、各項目とも、よく実施されているところである。	循環型社会システムの構築を推進するため、引き続き廃棄物対策を積極的に推進していくこととする。
		事務活動における環境配慮としてグリーン調達を推進を掲げ、環境負荷の少ない製品等を選択・調達(再生資材等の使用)することとしている。	再生資材等の使用については、よく実施されているところである。	環境へ及ぼす影響を低減するため、引き続き再生資材等の使用を積極的に進めていくこととする。
51	法 務 省	刑務作業から発生する廃棄物の処理を外部専門業者に委託し、廃棄物の適正な処理を推進する。	刑務作業から発生する廃棄物については、その発生を極力抑制し、発生した廃棄物については、その処理を外部の専門業者に委託して適正な処理を推進し、循環型経済社会の実現を図る。	15年度以降も二期続き外部の専門業者に委託し、適正な処理の徹底を図る。
52	厚生労働省	ごみの分別に対する取組 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収の徹底などを実施。 廃棄物減量の取組 使い捨て製品の使用や購入の抑制、シュレッダーの秘密文書廃棄の場合のみの利用、コピー機・プリンターのトナーカートリッジの回収と再使用の推進等を実施。	平成15年度の年間廃棄物排出量(厚生労働省全体) 11,707トン/年(14年度13,014トン/年)。 うち年間可燃ごみ排出量は、9,201トン/年 (14年度10,679トン/年)。	13年度の年間廃棄物排出量、年間可燃ごみ排出量に比べるとまだ多い状況。 このため、分別のより一層の徹底やごみを出さない活動の推進など、職員全員に対して、循環型社会形成に向けた意識の向上を図る必要がある。
53	農 林 水 産 省	(1)ストックホルム条約で廃絶することが求められている残留性有機汚染物質(POPs)を含む埋設農薬を廃棄物の処理及び清掃に関する法律にもとづいた処理基準(環境省にて検討中)に対応した処理方法を確立するため、無害化処理技術を確立するとともに、埋設農薬を掘り出し、化学的に安全な方法による最終的な無害化処理を行う。	(1)埋設農薬の最終処理を可能とする7つの無害化処理技術を確立した。	(1)埋設農薬最終処理事業(国庫補助事業)により、埋設処理された残留性有機塩素系農薬を掘り出し、その状態に応じた安全な処理技術を事前に試験した上で安全に最終的な無害化処理を行うとともに、埋設地点周辺の環境(土壌、水質)の状況を確認する。
		(2)建設リサイクル法を踏まえ、建設副産物のリサイクルを推進。公共工事、特に直轄事業において先導的にリサイクルを推進。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材は直轄事業で平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを旨とする。	(2)全国ブロック毎に組織する地方建設副産物対策連絡協議会において、建設副産物の有効利用及び再利用等を促進し、建設事業の円滑な推進を図るために必要な情報収集・交換等を実施。	(2)建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。
		(3)人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用等を促進するため、リサイクルやダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設等の整備による木材産業の体質強化や森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組に対する支援を実施。	(3)23企業(23工場)による環境保全施設設備等の導入に対し利子助成措置を実施。 「顔の見える木材での家づくり」の取組を支援するため、20府県において大工・工務店への講習会を実施	(3)環境保全等に対応した合理的な木材産業の加工・流通体制の整備や、「顔の見える木材での家づくり」を支援する技術の開発や情報の体系化・普及の取組を今後も更に推進することが必要。
55	経 済 産 業 省	品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインでは、品目別・業種別にリデュース・リユース・リサイクルを推進するため、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容について整理している。また、ガイドラインは、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。	平成2年にガイドラインが策定されて以来、順次対象品目、対象業種の追加を行っているほか、既存品目・業種についてもリサイクル率などの目標値の見直しなどを行い、企業活動の中でのリデュース・リユース・リサイクルの推進のために必要な取組の見直しを行っている。 本ガイドラインの対象としている品目・業種は、 ・一般廃棄物量の約70% ・産業廃棄物量の約40% をカバー。 平成15年度には、ガイドラインの見直しを行い、特に事業活動におけるリデュース、リユースを推進するために事業者が取り組むべき事項を多く追加し、事業活動の各段階での資源の有効利用を図っているところ。	今後も、ガイドラインの進捗状況や技術開発の動向などを踏まえ、リサイクル目標の改定、環境配慮設計の推進・有害物質対策の強化など、事業者が取り組むべき事項の見直しを継続的に行っていく。 また、近年技術革新などから急速に需要が伸びている品目や、多品種少量生産などのためにこれまでガイドラインの統一的な取組の対象となりにくかった品目や業種の追加などを積極的に進めていく。

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

個表 頁	府 省 名	自 主 点 検 概 要												
		取 組 概 要	進 捗 状 況	今後の課題・見直しの方向性										
58	経済産業省	<p>拡大生産者責任の考え方に基づき、環境への負荷低減と資源の有効な利用の促進の観点から適切にリサイクルが望まれる家庭系パソコンについて、製造事業者等による自主回収及び再資源化を基本的な枠組みとするリサイクルシステムを平成15年10月から開始した。</p>	<p>事業系パソコンについては、平成13年4月に資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定し、製造事業者等による自主回収及び再資源化が行われてきた。</p> <p>平成15年10月には本制度の対象範囲を家庭系パソコンにも拡大し、製造事業者等による回収及び再資源化を基本的な枠組みとするリサイクルシステムを開始した。</p> <p>参考 家庭系パソコン回収台数(申し込み者にエコゆうパック伝票を発送した合計台数) 平成15年 10月～12月 31,534 平成16年 1月～3月 47,744 平成16年 4月～6月 50,089</p>	<p>今回開始したパソコンリサイクル制度が適切に行われているか再資源化率が達成されているかなどについて、継続的にモニタリングを行っていく。</p>										
60	経済産業省	<p>自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築に関する検討を開始した。</p>	<p>平成6年10月から電池工業会が中心となり国内製造事業者が自主的に再生鉛を購入することで、回収・リサイクルする仕組みを構築し対応してきたが、近年において、輸入製品の増大、自動車バッテリー価格の下落などから、現状の対応を維持することが困難となりつつあるため、自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築が必要となっている。</p> <p>(検討状況) 資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定の可能性、輸入製品も含めたりサイクルシステムの在り方について検討を開始した。</p>	<p>産業構造審議会に設置された自動車用バッテリー検討会で、回収・リサイクルシステムのあり方について検討を開始する予定。</p>										
61	経済産業省	<p>特定廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施したほか、パーゼル条約の制度の趣旨やパーゼル法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのパーゼル法等説明会を開催した。</p>	<p>パーゼル法に基づく平成15年の輸出の承認件数は5件、輸入の承認件数は19件であった。</p> <p>このほか、パーゼル法等説明会を平成15年度に全国7か所で開催した。</p>	<p>中国等のアジア向けの循環資源の輸出量が急増しており、引き続き、パーゼル条約の制度の趣旨の周知を図り、不適正な輸出入を防止する必要がある。</p> <p>日本と循環資源物流が非常に大きいアジアを中心に、資源循環を推進するネットワークを構築する必要がある。</p>										
62	経済産業省	<p>環境分野を主とする産業技術に関する研究協力事業の円滑な実施、研究成果の普及を図るための基盤整備の一貫として、研究協力を実施する上で中核となる国立研究所、大学、企業等の研究機関の能力向上を図ることを支援するものであり、相手国研究者の招聘による研修・交流を行う。</p> <p>平成15年度は計3件の研修を実施(うち1件が廃棄物関連研修)</p>	<p>平成16年2月、ベトナムの研究機関関係者、企業関係者を対象に、廃棄物管理導入研修(AOTS)を実施。CTC(Center for Technology Transfer)及びHEPZA(ホーチミン輸出加工区)の環境管理者が廃棄物の全体の流れや廃棄物処理の各段階に於ける処理技術を習得させた(研修受講者は30名)。</p>	<p>各国の環境政策、実情を踏まえつつ、研修を実施する。</p>										
63	国土交通省	<p>(建設リサイクル関係) 1. 法の普及啓発や実効性の確保 事業者等に対する説明会の開催 全国一斉パトロール(5月と10月)の実施。 2. 建設発生土 平成15年10月に「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」を策定。 公共工事の利用土砂に占める建設発生土の割合を平成17年度までに80%とすることを目標に、各種施策を実施。</p>	<p>特定建設廃材廃棄物(14年度再資源化等率)</p> <table border="1"> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>公共工事の利用土砂における建設発生土利用率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>65%</td> </tr> </table>	コンクリート塊	98%	建設発生木材	89%	アスファルト・コンクリート塊	99%	公共工事の利用土砂における建設発生土利用率		建設発生土	65%	<p>・コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも建設リサイクル法の目標である95%を超えており、今後はその維持が課題。</p> <p>・建設発生木材 再資源化等が進展しているものの、さらなる取組が求められている。</p> <p>・建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げる各種施策を着実に実施する。</p>
コンクリート塊	98%													
建設発生木材	89%													
アスファルト・コンクリート塊	99%													
公共工事の利用土砂における建設発生土利用率														
建設発生土	65%													

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

個表 頁	府省名	自主点検概要		
		取組概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性
64	国土交通省	(FRP船リサイクル関係) 経済的なFRP船リサイクルシステムを構築するための技術的・制度的基盤の整備を図る。 FRP材の使用量が少なく、処理が容易な「エコ・ボート」の開発やFRP船の長寿命化技術の研究などFRP船の3Rを推進する。	1. 14年度に開発したリサイクルプラントを改良し、プラントの性能及びリサイクルの実効性を確認。 2. FRP船の3Rについては、エコボートの検査・環境基準への適合性評価等を行うことにより、実用上の課題を解決。	技術的課題については、書記の目標を達成。 今後は開発された技術が有効に活用されるよう普及を図る。 また、FRP船の3Rシステム構築に向け、制度化のために必要な措置等の検討を引き続き進める。
65	国土交通省	(国際静脈物流システムの構築) 将来発生量の増大が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源について、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた検討を進める。	15年度には「国際静脈物流に対応したリサイクル拠点形成及びネットワーク形成調査」を実施。推進方策について検討している。	国内の序脈物流システムとも連携を図りながら、国際静脈物流システムの構築を推進する。
66	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	市町村において処理することが困難な廃棄物(適正な処理が困難な廃棄物)に関して、関係者の適切な役割分担のもとで、適正な処理体制が構築されるよう検討を進めている。	家庭用パーソナルコンピュータについて、製造事業者等による自主回収及び再生利用を行う体制を整備した。 また、市町村における適正処理困難廃棄物の排出・処理実態・事故発生状況に関する調査結果を踏まえ、特に適正処理確保に関して要望が多かったスプリングマットレス・エアゾール缶の処理体制の具体化について市町村・関係業界・関係省庁とともに検討を行った。	市町村や関係業界における適切な役割分担のもとで、それぞれの廃棄物や収集運搬、処理時の特性等を踏まえた処理体制が構築されるよう、引き続き検討を進めていく。
67	環境省(廃棄物・リサイクル対策部)	・廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施。 ・バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催。 ・不法輸出入が疑われる事案について、港において税関が実施するコンテナの開封検査等に立ち会った。	(15年度の状況) バーゼル法に基づく輸出の承認件数は5件、輸入の承認件数は19件であった。 廃棄物処理法による輸出の確認件数は43件、輸入の許可件数は4件であった。 その他、バーゼル法等説明会を全国7か所で開催した。	中国等のアジア向けの循環資源の輸出量が急増しており、引き続き、バーゼル条約、バーゼル法及び廃棄物処理法の制度の趣旨の周知を図り、不適正な輸出入を防止する必要がある。 日本と循環資源物流が非常に大きいアジアを中心に、適正な資源循環を確保するネットワークを構築する必要がある。
68	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	不法投棄の未然防止を目的に廃棄物処理法を改正するとともに、あわせて、平成9年改正法の施行日前に開始された不法投棄の支障の除去等を目的とする「産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」を制定した。	不適正処分の早期発見、拡大防止を図るため、都道府県等が行う監視パトロール、不法投棄監視連絡員の設置、監視カメラの設置等に補助を行った。 平成15年度には、香川県豊島、青森・岩手県境の2事案について、産廃特措法に基づき県が策定した実施計画に環境大臣が同意した。地方環境対策調査官を増員し、緊急時における国の廃棄物処理施設等への立入検査体制を強化した。	近年急増している硫酸ピッチの不適正処分を防止するための対策の強化。 不法投棄等の防止のため、より早い段階からの規制の強化。 不適正処分手案の早期発見、拡大防止を図るための環境省における体制の整備。 地方環境対策調査官事務所の充実、強化。 等が必要。
69	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	都道府県との意見交換会(5月)を国土交通省と併催。 また、全国一斉パトロール(5月と10月)を実施。 平成22年度における再資源化等率 ・特定建設資材廃棄物について、95%とする。 ・特に国の直轄事業においては特定建設資材廃棄物について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを旨とする。	14年度再資源化等率(国交省センサスデータ) コンクリート塊 98% 建設発生木材 89% アスファルト・コンクリート塊 99% となっており、引き続きその数値の維持及び向上に努めている。	・コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも建設リサイクル法の目標である95%を超えており、今後その維持が課題。 ・建設発生木材は 再資源化等が進展しているものの、さらなる取組が求められていることから、引き続き再資源化等が推進されるよう努めていく。

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

個表 頁	府省名	自主点検概要		
		取組概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性
70	総務省	自治大学校において、 第1部課程(都道府県、指定都市及び中核市等職員を対象) 第1部特別課程(第1部課程と同じ) 第2部課程(市町村職員を対象) 等の5つの課程で、「環境政策論」という研修課目を実施しているところ。		自治大学校においては、地方分権の推進に伴う地方公務員に対する行政ニーズの変化等に対応したカリキュラムの見直しを行っているものである。
71	総務省	地球環境保全・創造事業として、地方公共団体において実施される取組を支援するため、 ・ソフト事業に1,950億円程度 ・ハード事業に500億円程度 地方財政措置を講じた。 また、リサイクル推進対策事業として、循環型社会の形成に向けて地方公共団体において実施される取組に対して、980億円程度の地方財政措置を講じた。		地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、地球環境保全・創造事業及びリサイクル推進対策事業に地方財政措置を講じる。
72	文部科学省	(1)人・自然・地球共生プロジェクト 大学をはじめとして各研究機関等の研究資源を活用し、環境分野における研究開発を効率的に推進するため、温暖化予測「日本モデル」ミッション及び水循環変動予測ミッションからなる「人・自然・地球共生プロジェクト」を推進する。	(1)人・自然・地球共生プロジェクト 平成15年度は、「水資源管理システムの開発」を追加設定し、研究開発実施機関を公募し、2件の主管研究実施機関を選定した。 平成16年3月には平成15年度研究成果報告会を開催し進捗状況を講評。	(1)「人・自然・地球共生プロジェクト」 温暖化予測の開始に向けたモデル開発・改良、及び陸水循環過程の解明に向けた高精度な水循環モデルの開発が順調に進展。 平成16年度に中間評価を実施するとともに、IPCCへの提出に向け、温暖化予測の研究成果を取りまとめる。
		(2)一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト 都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスの無害化処理と再資源化(原料化・燃料化)に関する技術開発、及びその実用化と普及を目指しての研究開発を産学官の連携・協力により行う。	(2)一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクトリーディングプロジェクト「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」として、平成15年度から研究開発を開始。 平成16年3月には平成15年度研究成果報告会を開催し進捗状況の講評を行ったところであり、研究開発は概ね順調。	(2)「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」 引き続き研究開発を推進するとともに、平成17年度において、研究計画・評価分科会地球環境科学技術委員会において、プロジェクトの進捗について中間評価を実施予定。
74	農林水産省	(1)製材業、木材販売業等を営む企業(個人)によ木くず焚きボイラーや焼却炉等の導入にあたりリース料の一部を助成。 さらに、木材の循環利用を推進するための新技術・新製品の開発を促進。	(15年度施設整備等の状況) (1)木質バイオマスエネルギー利用施設等(23地域) 木くず焚きボイラー等の導入に対するリース料の一部助成(8企業) その他、民間企業等に対する公募方式により、木質廃棄物の抑制・再利用等環境負荷の少ない木材加工や木材利用等に関する技術開発を3課題選定し、実施。	木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備、木材の循環利用推進のための技術開発等を今後も更に進めていくことが必要。
		(2)水産物の流通加工過程における水産加工残滓等の有効利用及び適正処理を図る再資源化施設、排水処理施設の整備等を実施。	(2) 別海町内における水産諸活動により発生するヒトデ等を発酵させ堆肥を製造する施設を整備。 ホタテ加工工場から排出される排水を適切に処理するための施設を整備。	「無廃棄型水産加工団地基盤整備事業」は平成15年度で終了し、平成16年度からは同事業を「環境対策等高度化施設整備事業」に統合して実施。
		(3)ゼロエミッション型水産加工団地を整備するために必要な残滓処理施設等の整備を実施。	(3)銚子市内に整備される水産加工団地から排出される排水の一部を再利用するための施設を整備。	

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

個表 頁	府省名	自主点検概要		
		取組概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性
75	経済産業省	<p>エコタウン事業の取組 それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成。 そのプランが他の地方公共団体の見本(モデル)となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業及びソフト事業に対し財政支援を実施。</p>	<p>これまで20地域のエコタウンプラン(環境と調和したまちづくり計画)を承認。 併せてプラン中の45中核リサイクル施設整備事業(環境省補助分を含む)及びソフト事業に対し財政支援を実施。</p>	<p>平成16年2月に取りまとめられた、産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会地域循環ビジネス専門委員会の中間報告「循環ビジネス戦略」における提言を踏まえ、平成16年度事業より、ソフト事業 より幅広く地域における循環型社会構築に資するプラン策定及び関連事業を対象とする。 ハード事業 リサイクル技術の先導性に加え、地域の産業インフラ、人材、技術、市場等の地域資源を有効に活用した、より高い事業安定性と持続可能性を有する事業について支援する等、制度の変更を行った。</p>
76	国土交通省	<p>(静脈物流システムの構築) 海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点会を進め、総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成を促進する。 循環資源国内輸送コスト低減率 目標値:平成14年度比約1割減(19年度)</p>	<p>平成15年度までに、18港をリサイクルポートに指定。 港湾における循環資源の取扱に関するガイドラインを作成する。 リサイクルポートにおける静脈物流拠点形成に資するものについて、財政制度による支援を拡充する。 循環資源国内輸送コスト低減率 15年度実績は、14年度比約2%減。 海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。</p>	<p>引き続き官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。</p>
77	国土交通省	<p>(静脈物流システムの構築) 14年度は、首都圏におけるリサイクル拠点間の輸送等の実態把握及び環境負荷低減型の静脈物流システムの在り方を検討。同システムの構築における課題と対応策について、具体化を図った。 15年度は、14年度の結果を踏まえ、京阪神圏を対象としたゴミゼロ型都市のための静脈物流システムの構築を目標とした調査を実施。</p>	<p>15年度に静脈物流システムの構築における課題と対応策について、特に海運の活用に関心を当てながら、その具体化を図った。</p>	<p>環境負荷低減に資する静脈物流を具体化していくためには、官民が協力して進むことが必要。官民が情報交流を深めつつ連携・協力することによって、本調査研究で提示した静脈物流を発展させていくことが期待される。</p>
78	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	<p>NGO・NPOや事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実証事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。</p>	<p>(平成15年度の状況) 事業応募 239件 事業採択 5件(実証事業を実施した)</p>	<p>引き続き平成16年度も事業を公募して実施する。 特に社会への波及効果が高く見込める事業については事業を拡大・強化して社会への定着を図ることとしている。 なお、採択事業については、概要をとりまとめて循環白書やwebマガジンRe-Styleにおいて紹介することとしている。</p>
79	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	<p>廃棄物のリサイクルや適正処理を推進するため、地方自治体等によるリサイクル施設、焼却施設、最終処分場等の廃棄物処理施設の整備事業に対し、国庫補助を行っている。</p>	<p>(平成15年度の状況) リサイクル関連施設やごみ焼却施設等の廃棄物処理施設整備事業について、PFI手法を用いた4事業を含め261事業に対し国庫補助を行った。</p>	<p>循環型社会形成に対する取り組み状況を踏まえ、国の支援により、PFI手法など様々な手法を活用して循環型社会の基盤を支える廃棄物処理施設の一層の整備を図る。</p>
80	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	<p>一般廃棄物処理の現状及び施策の効果を把握するため、全国の市町村等を対象に「一般廃棄物処理事業実態調査」を毎年実施している。</p>	<p>(平成15年度の状況) 平成13年度の一般廃棄物処理事業及び一般廃棄物処理施設に係る実態調査を全国の市町村等を対象に実施し、とりまとめた結果を平成16年3月に環境省ホームページ等において公表した。</p>	<p>今後とも、一般廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の一層の早期化に取り組む。</p>
81	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)	<p>公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、平成12年度より、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」により、都道府県、PFI事業者または廃棄物処理センターが行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>	<p>(平成15年度の状況) 5事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して国庫補助を行った。</p>	<p>今後もこれまで通り推進の方向</p>
82	環境省 (総合環境政策局)	<p>循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域におけるNPO・NGOなどの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していく。</p>	<p>環境調査研修所においては、国及び地方公共団体における職員等の環境教育・環境学習に関する資質の向上のためにこれまでも環境教育研修等を実施してきており、さらに、平成16年度より新規に環境パートナーシップ研修等を開始したところ。</p>	<p>地域における環境情報ネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に連動させることにより、全国的な循環型社会の形成促進に資することとする。 今後も環境教育及びパートナーシップに関する研修コースの充実に取り組んでいく予定。</p>